

仕 様 書			
物 品 番 号		仕様書番号	総管補－ 1 9
件 名	特別管理産業廃棄物回収及び処分	作成年月日	8. 9. 1 0
数 量	1 缶	作成責任者 所属・階級 氏 名	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校 総務部管理課補給班 1 曹 渡辺 隆博
器 材 番 号			
1 適用範囲 本仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地から発生した特別管理産業廃棄物の回収及び処分について規定する。 2 回収場所 神奈川県横須賀市久比里 2 丁目 1 番 1 号 陸上自衛隊久里浜駐屯地 油脂庫内 3 役務内容 (1) 品目数量等 廃酸（特別管理産業廃棄物）希硫酸 2 0 0 ポリエチレン缶× 1 (2) 回収及び処分に必要な人員、資器材等は契約業者が準備する。 (3) 契約業者は、回収した廃酸を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（関連する各法律・法令等含む。）によるほか、各自治体等が示す事項については それに従い適正に処分し、期日までに産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票等）を検査官へ提出する。 (4) 特別管理産業廃棄物は、ポリエチレン缶ごと回収する。 4 一般事項 (1) 契約業者は、契約締結後速やかに官側と回収の日時について調整する。 (2) 契約業者は、回収及び処分に伴う諸作業の実施にあたり労働安全衛生法等関係法令に従い十分な安全管理を行い、施設及び物品の損傷や人員の傷害等、各種事故・災害発生の防止に万全を期すものとする。 (3) 契約業者は、駐屯地内における諸作業の実施にあたり官側施設及び物品に損傷を与えないよう必要な措置を行う。やむを得ず官側施設及び物品に損傷を与えた場合は速やかに官側へ報告すると共に、契約業者の責任・負担により原状に復旧する。 5 検査実施要領 第 3 項（3）に示す産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票等）の確認 6 保全 (1) 陸上自衛隊久里浜駐屯地（以下，“駐屯地”という。）の立ち入りに際しては、所定の立ち入り手続きを行うものとする。 (2) 駐屯地の中での行動（出入門手続き，火気取り扱い，作業用通行路など）は，駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし，作業地域外への立ち入りを禁止する。なお，やむを得ず作業地域外への立ち入りを必要とする場合には，所定の			

手続きを行うものとする。

- (3) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

7 その他

契約業者は、本仕様書の内容または本作業中に疑義が生じた場合は官側と調整し、指示を受けるものとする。